



# 日・パラグアイ投資協定

(正式名称：投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定)



## 背景

- ▶ パラグアイの政治・社会情勢は比較的安定しており、メルコスールの加盟国であり、南米地域の中核を占めるブラジルとの近接性といった地域的・地理的特色から、日系企業の関心も高い。
- ▶ また、パラグアイ政府は外国投資促進制度の整備にも積極的に取り組んでおり、本協定の締結により、パラグアイにおける投資環境が一層整備され、日系企業による投資促進が期待される。



## 主な内容

- ◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。
  - (1) 投資財産の設立後の内国民待遇・最恵国待遇  
(注) 最恵国待遇については、設立段階においても限定的に与えられる。
  - (2) 投資財産に対する公正な待遇及び十分な保護・保障
  - (3) 正当な補償等を伴わない収用の禁止
  - (4) 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続

## 早期締結の必要性

- ▶ パラグアイにおける投資環境の透明性、法的安定性及び予見可能性の向上を通じた我が国からパラグアイへの投資の更なる保護・促進。

- 人口：  
693万人 (2024年)
- 一人当たりGDP：  
6,416米ドル (2024年)
- 在留邦人：  
3,778人 (2024年)
- 進出日系企業：  
18社 (2024年)
- 進出分野：  
製造業、建設業、卸売業等

(参考)

- パラグアイは、米国、韓国等28か国・地域との間で投資関連協定が発効済み。
- 2018年5月に交渉開始。
- 2025年5月にベニヤ大統領が訪日し、両首脳にて実質合意を確認。
- 2025年12月に署名 (於：アスンシオン)。